

平成24年5月9日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 佐藤 健

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成24年5月24日（木曜日）午後5時20分までに本投資法人に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第17条第1項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

規約第17条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

したがって、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をされない場合には、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成24年5月25日（金曜日） 午前10時

2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル3階

「WTCコンファレンスセンター Room A」

（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

議案の要領は、後記の「投資主総会参考書類」（3頁から4頁）に記載のとおりであります。

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎投資主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の本投資法人ウェブサイト (<http://www.orixjreit.com/>) においてその内容を掲載させていただきます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社の主催による「運用状況報告会」が開催される予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 議案の要領及び提案の理由

- ① 「租税特別措置法」に規定される、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令」が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（現行の規約第6条第2項）。
- ② その他必要な表現の変更を行うものです（現行の規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」「I 資産評価の方法及び基準について」「1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準」(5)）。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第6条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1 【条文省略】</p> <p>2 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3 【条文省略】</p>	<p>第6条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3 【現行どおり】</p>
<p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>I 資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準</p> <p>【以下(1) から(4) まで、条文省略】</p> <p>(5) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①取引所に上場しているデリバティブ取引</p> <p>【条文省略】</p> <p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引</p> <p>【条文省略】</p> <p>③ 【条文省略】</p> <p>(6) 【条文省略】</p>	<p>別紙2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日について</p> <p>I 資産評価の方法及び基準について</p> <p>1 運用資産の種類ごとの評価の方法及び基準</p> <p>【以下(1) から(4) まで、現行どおり】</p> <p>(5) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>①金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引</p> <p>【現行どおり】</p> <p>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引</p> <p>【現行どおり】</p> <p>③ 【現行どおり】</p> <p>(6) 【現行どおり】</p>

3 本議案について、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

第2号議案：執行役員1名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

執行役員佐藤健は、平成24年5月28日をもって任期満了となるため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案によって選任される執行役員の任期は、平成24年5月29日から2年間となります。

また、本議案は、平成24年4月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものであります。

2 次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(おかぞえゆたか) 岡 添 裕 (昭和24年11月25日生)	昭和49年4月 野村証券株式会社 入社 昭和55年5月 オリエント・リース株式会社 (現オリックス株式会社) 入社 平成8年3月 同社 東京営業第二部長 平成9年11月 オリックス野球クラブ株式会社 常務取締役 平成11年10月 同社 代表取締役社長 平成13年4月 オリックス株式会社 グループ執行役員 平成15年9月 オリックス・リアルエステート株式会社 (現オリックス不動産株式会社) 執行役員副社長 平成16年6月 同社 取締役副社長 平成18年6月 同社 執行役員副社長 平成19年1月 日鐵リース株式会社 (現エヌエスリース株式会社) 取締役社長 平成24年1月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 顧問 (現職)
保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・ 投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実
オリックス・アセットマネジメント株式会社顧問
- ・ 本投資法人との特別の利害関係
本投資法人は、上記候補者が顧問に就任しているオリックス・アセットマネジメント株式会社に対して、資産の運用業務等を委託しております。

3 本議案について、投信法第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、平成24年4月20日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものであります。

2 次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(やすだひろし) 安田 博 (昭和29年4月10日生)	昭和52年4月 オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社） 入社 平成7年12月 同社 姫路支店長 平成9年2月 同社 支店統括部副部長 平成11年3月 同社 京都支店長 平成15年1月 同社 プロジェクトファイナンス部長 平成18年10月 同社 プロジェクトファイナンス第一部長 平成19年1月 同社 理事 不動産ファイナンス本部副本部長 平成20年1月 同社 執行役 投資銀行本部副本部長 平成22年10月 同社 執行役 不動産事業本部副本部長 平成23年1月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 取締役 平成23年1月 同社 代表取締役社長（現職）
保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実
オリックス・アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
- ・本投資法人との特別の利害関係
本投資法人は、上記候補者が代表取締役社長に就任しているオリックス・アセットマネジメント株式会社に対して、資産の運用業務等を委託しております。

3 本議案について、投信法第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

4 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員3名選任の件

1 議案の要領及び提案の理由

監督役員3名全員が、平成24年5月28日をもって任期満了となるため、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案によって選任される監督役員の任期は、平成24年5月29日から2年間となります。

2 次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(すがわらかずお) 菅原和夫 (昭和20年10月13日生)	昭和44年4月 クロウエルカーリア・アンドマクミラン社 入社 昭和49年4月 財団法人日本不動産研究所 入所 昭和53年3月 不動産鑑定士 登録 平成2年7月 財団法人日本不動産研究所 浦和支所 支所長 平成5年6月 同所 退所 平成5年7月 菅原ランドプロジェクト株式会社 代表取締役 就任(現職) 平成14年1月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実 菅原ランドプロジェクト株式会社代表取締役
- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(いしがみなおひろ) 石上尚弘 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 労働省(現厚生労働省) 入省 昭和63年4月 国際労働事務局(ILO) 出向 平成7年3月 労働省 退職 平成7年4月 第49期司法修習生 最高裁判所司法研修所 入所 平成9年3月 司法修習生 修了 平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 石上法律事務所 開業 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職) 平成14年10月 石上・池田法律事務所 開業(現職)
	保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実 石上・池田法律事務所代表
- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	(もりもとしんいち) 森本新一 (昭和40年5月12日生)	昭和63年4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社) 入社 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 平成7年7月 同監査法人 退所 平成7年7月 公認会計士登録 平成7年7月 森本公認会計士事務所 開業(現職) 平成7年8月 税理士登録 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	保有する本投資法人の投資口の口数	なし

- ・投資法人の計算に関する規則第74条第6号に定める重要な兼職に該当する事実 森本公認会計士事務所代表
- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

3 本議案について、投信法第111条第3項において準用する会社法第384条の規定により監督役員が報告すべき事項はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第17条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

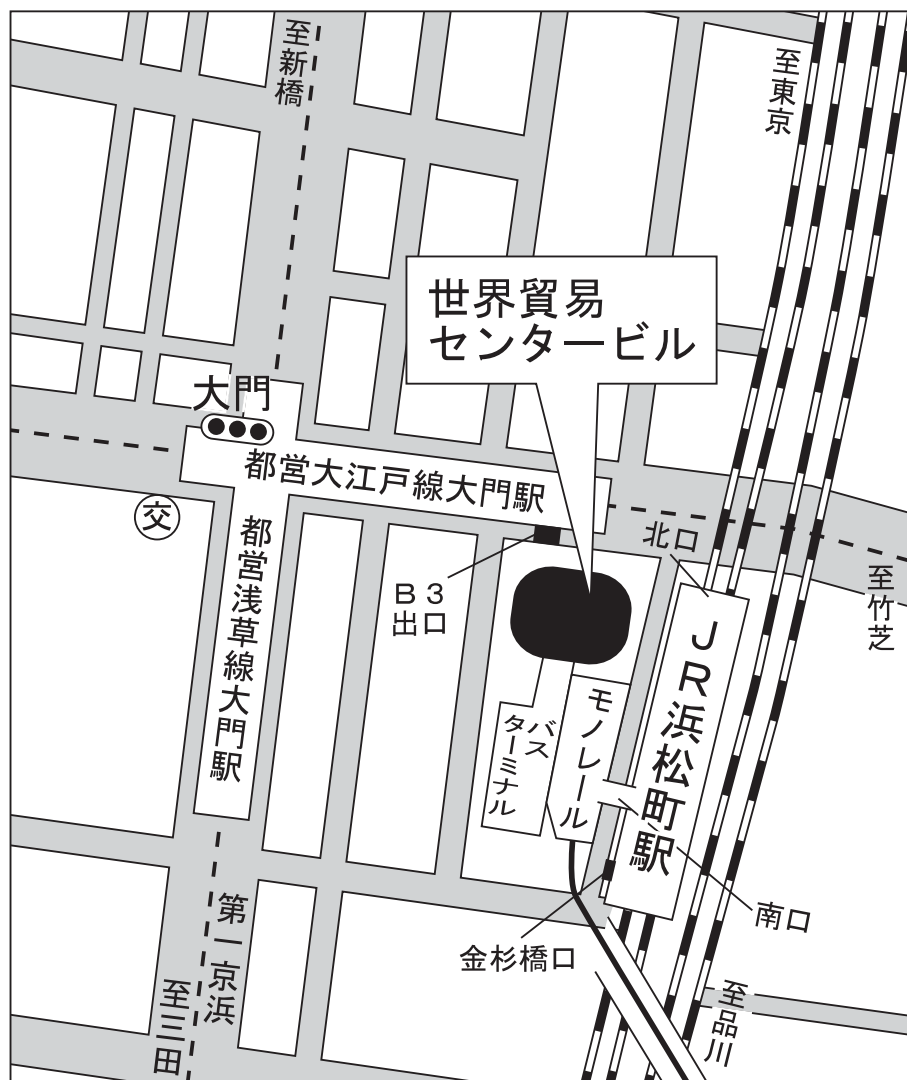
なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル3階「WTCコンファレンスセンター Room A」
- 交 通
- ・ JR線（山手線・京浜東北線） 浜松町駅より（直結）
 - ・ 東京モノレール（羽田線） 浜松町駅より（直結）
 - ・ 都営地下鉄（浅草線・大江戸線） 大門駅B3出口より（地下直結）

会場付近略図



※駐車場のご用意はいたしていませんので、ご了承のほどお願いいたします。